

調 達 公 告

制限付一般競争入札を行うので、次のとおり公告する。

本件入札への参加を希望する者は、次に定める事項のほか、平成24年鳥取県告示第221号（建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について（最終改正：令和8年4月1日施行）。以下「一般的事項等告示」という。）及び鳥取県建設工事等紙入札執行要領（令和8年5月27日付第202600056225号鳥取県県土整備部長通知。）に定める事項を承知の上、応募すること。

令和8年9月9日

公益財団法人鳥取県環境管理事業センター 理事長 小林 敬典

第1 入札に付する事項

1 工事名	鳥取県環境管理事業センター産業廃棄物管理型最終処分場建設工事（第Ⅰ期）	
2 工事場所	鳥取県米子市淀江町小波	
3 発注工種	清掃施設工事、機械器具設置工事、土木一式工事、建築一式工事	
4 工事の概要	①浸出水処理施設建設工事（以下、「工事1」という。） ア 施設規模 浸出水処理能力：最大70 m³/日（ただし、第Ⅰ期時は35 m³/日とし、第Ⅱ期時に70 m³/日に増強する計画とする。） イ 処理方式 水処理方式：カルシウム除去＋生物処理＋凝集沈殿＋砂ろ過＋活性炭吸着＋キレート吸着＋逆浸透膜処理＋消毒（ただし、受注者の提案を採用する場合がある） 汚泥処理方式：脱水処理 ②浸出水処理施設建屋等建設工事（以下、「工事2」という。） ア 施設概要 浸出水処理施設の建屋（管理事務所を併設する）及び計量棟 浸出水調整槽：容量7,480 m³以上 ③土木施設工事（以下、「工事3」という。） 掘削工 V=56,300 m³ 遮水工 A=13,861 m² 雨水排水工 N=一式 浸出水集排水工 N=一式 浸出水集水ピット N=1基 地下水集排水工 N=一式 仮設工 N=一式	
5 工事の設計業務受託者	株式会社エイト日本技術開発	
6 工期	着工日から令和11年3月16日まで	
7 予定価格	令和8年10月上旬に当センターホームページに公表する。	
8 発注方式	設計施工一括発注方式	工事1、工事2
	図面発注方式	工事3
9 審査方式	事後審査方式 入札参加資格の審査は落札候補者となった者に対して行う。	

10 落札方式	価格競争方式
11 入札手続	一般的事項等告示による。
12 低入札価格調査	鳥取県建設工事低入札価格調査制度実施要領（令和2年3月23日付第201900323687号鳥取県県土整備部長通知）に基づく低入札価格調査制度を適用し、調査基準価格を設定する。 低入札価格調査の対象となったときに同調査に応じる意向がある場合は、低入札価格調査意向確認書を提出すること。（低入札価格調査意向確認書を提出しない者が低価格入札をした場合、その者のした入札は無効とする。）

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、一般的事項等告示に掲げる条件及び下表に定める要件をすべて満たす者で、共同企業体であること。

1 共同企業体の要件			1 構成員の数は4者とする。 2 共同企業体の形態は分担施工方式（以下、「乙型」という。）を基本とし、共同施工方式（以下、「甲型」という。）を併用する。 3 工事3は2者による甲型とする。
2 代表者	分担		工事1の設計・施工、工事2の設計
	企業要件	資格等	ア 令和6年鳥取県告示第593号（建設工事の一般競争入札等に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、「清掃施設工事」及び「機械器具設置工事」を有する者であり、かつ、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営事項審査の総合評価値が清掃施設工事及び機械器具設置工事のいずれも1,200点以上であること。 イ 清掃施設工事業及び機械器具設置工事業に関して、建設業法第3条第1項第2号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。 ウ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録がなされていること。
		施工実績	アからウまでの要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。 ア 平成18年度以降に完成・引渡し完了したものであること。 イ 受注形態が単体又は共同企業体の構成員であること。 ウ 一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物管理型最終処分場又は放射性物質汚染対処特別措置法第46条に規定する汚染廃棄物等の処理を行うために設置された施設（以下「土壌貯蔵施設」という。）の浸出水処理施設工事（処理能力35m³/日以上のものに限る。）で、令和8年3月末において1年以上の稼働実績があること。
	配置技術者要件	資格等	ア この工事に監理技術者として専任配置できる者であって、経營業務の管理責任者（建設業法第7条第1号若しくは第15条第1号に規定されるもの）又は営業所の専任技術者（第7条第2号若しくは第15条第2号に規定されるもの）でないこと。（いずれの場合も許可業種は問わない。） イ 清掃施設工事業又は機械器具設置工事業又は水道施設工事業における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

3 構成員 1	分担		工事 2 の施工
	企業要件	資格等	鳥取県内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち主たる営業所を置く者で、入札参加資格のうち、「土木一般」及び「建築一般」を有する者であり、かつ、鳥取県建設工事入札参加資格者格付要綱第 3 条の規定による等級が土木一般 A 級及び建築一般 A 級であること。
	配置技術者要件	資格等	ア この工事に監理技術者として専任配置できる者であって、経營業務の管理責任者（建設業法第 7 条第 1 号若しくは第 15 条第 1 号に規定されるもの）又は営業所の専任技術者（第 7 条第 2 号若しくは第 15 条第 2 号に規定されるもの）でないこと。（いずれの場合も許可業種は問わない。） イ 1 級建築士又は 1 級建築施工管理技士の資格を有する者であること。
4 構成員 2	分担		工事 3 の施工
	企業要件	資格等	ア 入札参加資格のうち、「土木一般」を有する者であり、かつ、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査の総合評定値が土木一式工事で 1,200 点以上の者であること。 イ 土木工事業に関して、建設業法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による特定建設業の許可を受けている者であること。
		施工実績	アからウまでの要件を一契約ですべて満たす工事の施工実績を有する者。 ア 平成 18 年度以降に完成・引渡しが完了したものであること。 イ 受注形態が単体又は共同企業体の代表構成員であること。 ウ 埋立容量 20 万 m³ 以上の一般廃棄物最終処分場又は産業廃棄物管理型最終処分場又は土壌貯蔵施設の工事であること。（埋立地等の造成工事を含む工事に限る。）
	配置技術者要件	資格等	ア この工事に監理技術者として専任配置できる者であって、経營業務の管理責任者（建設業法第 7 条第 1 号若しくは第 15 条第 1 号に規定されるもの）又は営業所の専任技術者（第 7 条第 2 号若しくは第 15 条第 2 号に規定されるもの）でないこと。（いずれの場合も許可業種は問わない。） イ 技術士又は 1 級土木施工管理技士の資格を有する者であって、土木工事業における監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
5 構成員 3	分担		工事 3 の施工
	企業要件	資格等	鳥取県内に建設業法第 3 条第 1 項に規定する営業所のうち主たる営業所を置く者で、入札参加資格のうち、「土木一般」を有する者であり、かつ、鳥取県建設工事入札参加資格者格付要綱第 3 条の規定による等級が土木一般 A 級であること。
	配置技術者要件	資格等	ア この工事に主任技術者として専任配置できる者であって、経營業務の管理責任者（建設業法第 7 条第 1 号若しくは第 15 条第 1 号に規定されるもの）又は営業所の専任技術者（第 7 条第 2 号若しくは第 15 条第 2 号に規定されるもの）でないこと。（いずれの場合も許可業種は問わない。） イ 技術士又は 1 級土木施工管理技士の資格を有する者であること。

第3 提出書類一覧

区分	様式・資料
入札参加書類	1 制限付一般競争入札参加申込書（別記様式） 2 総合評定値の通知書の写し 3 共同企業体の協定書の写し 4 共同企業体の委任状 5 低入札価格調査意向確認書（低入札価格調査の対象となったときに同調査に応じる意向がある場合に提出） 1 から 5 の詳細は、一般的事項等告示 2（1）を参照すること。
見積設計図書	工事 1、工事 2 について提出すること。 記載方法等は要求水準書（浸出水処理施設等工事編）による。
入札書	入札書（様式第 2 号）
工事内訳書	工事 1、工事 2：工事内訳書（様式第 3 号）により提出すること。 工事 3：記載方法等は鳥取県県土整備部工事費内訳書徴収要領による。

第4 入札日程等に関する事項

1 書類の提出等	提出期間	入札参加書類 見積設計図書	公告の日から令和8年10月5日（月）まで
		入札書 工事内訳書	令和8年10月上旬から中旬まで ※詳細な日時は別途ホームページに公表する。
	提出先	〒683-0053 鳥取県米子市明治町105番地アイシーエスビル2階 公益財団法人鳥取県環境管理事業センター	
	提出方法	郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による送達により提出すること。	
	様式掲載場所	公益財団法人鳥取県環境管理事業センターホームページ (http://www.hal.ne.jp/k-center)	
2 工事関係図書の閲覧場所		公益財団法人鳥取県環境管理事業センターホームページ (http://www.hal.ne.jp/k-center)	
3 工事関係図書等への質問	提出先	様式第1号に記載のうえ、下記メールアドレス宛に送付すること。 E-mail: k-center@hal.ne.jp	
	提出期限	令和8年9月24日（木）午後4時	
	回答期限	令和8年9月28日（月）	
4 見積設計図書 確認結果通知		令和8年10月上旬 ※見積設計図書を提出した者に個別に通知する。	
5 開札日時		令和8年10月中旬 ※詳細な日時は別途ホームページにて公表する。	

第5 入札実施機関（問い合わせ先）

〒683-0053 鳥取県米子市明治町105番地アイシーエスビル2階

公益財団法人鳥取県環境管理事業センター

電話 0859-21-0438

FAX 0859-21-0439

E-mail k-center@hal.ne.jp

第6 支払条件

各年度の支払額の上限額等は、令和8年10月上旬に当センターホームページに公表する。

第7 その他事項

- 1 調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった工事1、工事2、工事3の直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費等をそれぞれ合算した後、以下のとおり決定する。

- (1) 次の表の第1欄から第4欄までに掲げる額の合算額を算出する。

直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
直接工事費×0.97	共通仮設費×0.90	現場管理費×0.90	一般管理費等×0.68

- (2) (1)に基づき合算された額から10万円未満の額を切り捨てる。

- (3) 次の表の第1欄に定める額を調査基準価格とする。ただし、第1欄に定める額が第2欄に定める額を上回る場合は、第2欄に定める額を調査基準価格とし、第1欄に定める額が第3欄に定める額を下回る場合は、第3欄に定める額を調査基準価格とする。

合算額	上限額	下限額
(2)の規定により端数処理をした額に100分の110を乗じた額	入札書比較価格に10分の9.2を乗じた額を(2)と同様の方法により端数処理した後、100分の110を乗じた額	入札書比較価格に10分の7.5を乗じた額を(2)と同様の方法により端数処理した後、100分の110を乗じた額

- 2 開札後における事後審査時において、入札執行者が提出を求めた者のみ、入札参加申込時に添付できなかった書類又は不足書類を開札日の翌日（休日を除く。）の正午までに提出するものとする。
- 3 入札閲覧設計書に関する積算条件の変更等がある場合は、センターHPに積算条件情報として回答期限までに掲示するので、入札前に確認すること。
- 4 配置技術者の配置期間は、建設工事における配置技術者等の適正な運用について（令和6年7月2日付第202400083541号鳥取県県土整備部長通知）による。